

一般社団法人延岡市スポーツ協会 加盟団体活動育成助成事業等助成金交付要項

1 目的

一般社団法人延岡市スポーツ協会（以下、「本会」という。）定款第4条第1項第2号に基づき、本会の加盟団体（以下、「加盟団体」という。）の活動及び組織の発展を支援する。

2 助成対象

(1) 加盟団体活動育成助成事業助成金…全ての加盟団体

(2) 支部運営助成金 …3 北支部

3 助成対象経費

別途内示する。

4 事務手続き

助成金の内示	本会から加盟団体へ助成金を内示する。
助成金申請	加盟団体は本会へ助成金を申請する。
助成金交付	本会から加盟団体に交付決定を通知する。 同時に本会から加盟団体に助成金を交付する。
事業実施	
事業実績報告	加盟団体は事業終了後 30 日以内に本会へ報告する。
確定通知	本会から加盟団体へ額の確定通知を行う。

5 助成金は別に定める「本会 補助金等の執行に関する取扱い」に基づき適正に執行しなければならない。

6 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

7 この要綱は、令和3年5月21日から一部改訂し施行する。